

事務連絡  
令和4年3月29日

各都道府県総務部  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」の一部改正について

令和4年3月29日付で「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（平成31年2月1日職職一22職員福祉局長通知）」（以下「超過勤務通知」という。）の一部改正が人事院より示され、国家公務員の超過勤務命令に関し、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の管理を制度上の原則とする改正が行われましたので、参考までに送付します（別添1参照）。

職員の勤務時間に関しては、厚生労働省が定めた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年2月8日付け総行公第19号により通知。以下「ガイドライン」という。）及び労働安全衛生法第66条の8の3（長時間労働者に対する医師による面接指導を実施するための労働時間の状況の把握義務）の規定に基づき、客観的な方法により把握する必要がある、ガイドラインにおいては、労働時間の適正な把握のため、始業・終業時刻の確認について、原則として、使用者が自ら現認することによる確認又はタイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎とした確認を行うことが求められています。

「地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置の実効的な運用等について（通知）」（令和4年1月14日付け総行公第3号・総行安第3号）において、既に、客観的な管理方法への変更について積極的に検討するよう助言しているところですが、今般の超過勤務通知の改正内容も踏まえ、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の管理を行っていただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先

公務員課公務員第四係 川崎・西野・越山  
電話 03-5253-5544（直通）

職 職 一 6 3

令和4年3月29日

各府省官房長等 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」の一部改正について（通知）

「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（平成31年2月1日職職一22）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
5 超過勤務時間の適切な <u>管理</u> 管理者は、超過勤務の運用の適正を図るため、 <u>職員の在庁の状況の把握及び超過勤務時間の管理並びに健康状態の把握</u> を行うこととし、特に次に掲げる事	5 超過勤務時間の適切な <u>把握</u> 管理者は、超過勤務の運用の適正を図るため、 <u>常に職員の超過勤務及び在庁の状況並びに健康状態の把握に努める</u> こととし、特に次に掲げる事項に留意す

項に留意すること。

(1) 客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している部局においては、これに基づいて適正に超過勤務時間を管理すること。

(2) (1)の超過勤務時間の管理を適正に実施するとともに超過勤務を縮減する観点から、課室長等による超過勤務予定の事前確認や、所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告については、引き続き適切に行うこと。客観的な記録を基礎とした在庁の状況の把握を開始するまでの間は、当該事後報告及び課室長等や周囲の職員による現認等を通じた超過勤務時間の管理を徹底すること。

ること。

(1) 課室長等による超過勤務予定の事前確認や、所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告を徹底させること。

(2) 超過勤務時間の確認を行う場合は課室長等や周囲の職員による現認等を通じて行うものとし、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することもできること。

以 上